

フレックスタイム制の拡充について(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正)

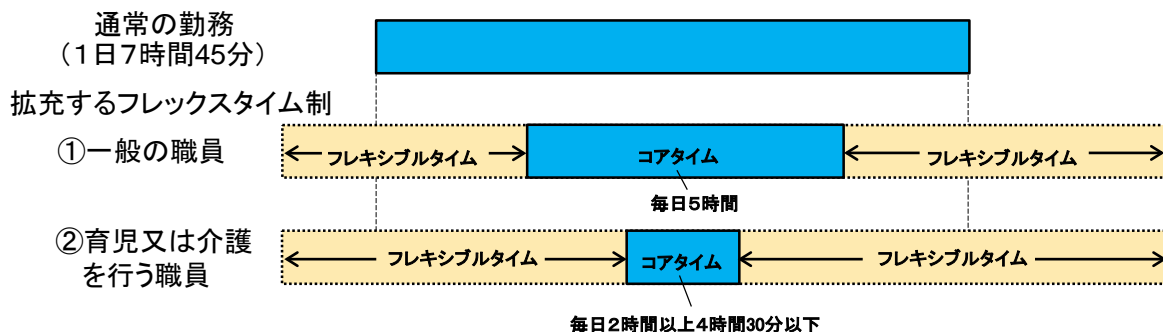
- 柔軟で多様な勤務形態の選択肢を用意することは、職員がその能力を十分に発揮し、高い士気をもって効率的に勤務できる環境を整備することとなり、公務能率の一層の向上や人材の確保にも資する。

概要

- 勤務時間の割振りの特例(「フレックスタイム制」)の対象を、原則として全ての職員に拡充。
※ 改正前は、研究職など一部の職員のみを対象としていた。
- 希望する職員から申告があった場合、公務の運営に支障がないと認められる範囲内において、職員の申告を考慮して、4週間以内の期間につき、勤務時間を割り振ることができる。
(※通常は1日7時間45分勤務)
- 施行期日 平成28年4月1日

イメージ

- ・割振り単位期間(4週間。育児・介護職員については1~4週間)の中で、1週間当たりの勤務時間数が38時間45分となるように割り振る(4週間の場合155時間)
- ・育児・介護職員については、日曜日及び土曜日に加え、週休日を1日設けることができる



コアタイムは全員が勤務
フレキシブルタイム(原則として7時~22時)は、その範囲内で、

- ・勤務時間帯を早める(遅らせる)こと
- ・1日の勤務時間を長く(長く)して、その分、他の日の勤務時間を長く(短く)すること

等が可能